

一般社団法人 ゆずり葉 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ゆずり葉 と称する。

(目的)

第2条 経済優先社会の中で、経済性・合理性に合わないものとして多くのものが失われてきた。当法人はその価値を見出すこと、例えば地域固有の風土、文化、自然、人とのつながり、技術などを活かし、守っていく活動を応援する。そのため、お金の本来の意味を見つめ直し、人と人の中でするお金の循環の仕組みづくりを大切に、地域に根差した共同体社会経済の構築に貢献することを目的とする。その目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) クラウドファンディング事業（少額資金提供による事業支援活動）
- (2) 農山漁村の価値を再評価する事業
- (3) 前各号に掲げる事業に付帯する又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を熊本市東区山ノ神2丁目9番16号におく。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

②社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事（代表理事がある場合は、代表理事）の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

②既納付の経費については、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社)

第7条 社員は当法人に対して、1カ月以上前に退社の予告をしたうえで、退社することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号に該当する場合には、その資格を失う。

(1)

退社したとき

(2)

成年被後見人または被保佐人になったとき

(3)

死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4)

除名されたとき

(5)

総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条

当法人の定期総会は、決算から3カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第10条

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集及び議長)

第11条

社員総会は、理事(代表理事がある場合は、代表理事)が招集する。議長は、出席した社員の中から理事(代表理事がある場合は、代表理事)が指名する。

②社員総会の招集は、理事の過半数で決定する。

③社員総会を招集するには、会日に三日前までに招集通知を発しなければならない。

(決議の方法及び議決権)

第12条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

②各社員は、各1個の議決権を有する。ただし、議長たる社員は2個の議決権を有する。

第4章 役員

第13条

(役員の数)

- (1) 理事 1名以上
- (2) 監事 1名

(任期)

第14条 役員の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定期社員総会の終結時までとする。

② 任期満了前に退任した役員の補欠として又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の役員の任期の残存期間と同一とする。

(役員の選任)

第15条 役員は、社員総会にて選任する。

②理事を複数選任した場合には、そのうち1名を代表理事として、社員総会の決議をもって定める。

③代表理事は、当法人を代表し、業務を管轄する。

第16条

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 計算

(事業年度)

第17条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第6章 清算

(清算方法)

第17条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法、清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもって定める。

平成25年10月10日 作成

令和4年2月4日 改正